令和7年度(2025年)

経営所得安定対策等 の概要

三木町地域農業再生協議会令和7年3月作成

令和7年産主食用米の「生産の目標」について

令和7年産主食用米の「生産の目標」

*()内の数値は生産の目標

県全体·地区営農C (市町)	生産の	の目標	【参 令和6年)	考】 産(実績)	【参考】 令和5年産(実績)		
	面積:ha	生産量(見込): トン	面積:ha	生産量換算値: ト _ン	面積:ha	生産量換算値:トン	
県全体	10,100	50,096	(10,100) 9,770	(50,096) 48,000	(10,800) 10,100	(53,568) 50,200	

三木町の基準単収「500kg/10a」

水田活用の直接支払交付金

水田で麦、大豆、飼料作物、米粉用米等の作物を生産・販売する農業者に対して交付金 を直接交付することにより、水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図ります。

交付対象者

販売目的で対象作物を生産(耕作)する販売農家・集落営農

戦略作物助成

	対 象 作 物	単価(10a当たり)	確認基準月	確認方法
	麦	35,000円	5月	
戦	大豆(黒大豆を含む)	35,000円	9月·10月	共済引受
略	飼料作物(多年生の収穫のみは 1万円/10a)	8月·12月	ーデータ により確認	
	WCS用稲	80,000円	8月	
作	米粉用米、飼料用米(多収品種)	収量に応じ、 55,000円~105,000円	8月	確認できない 場合は、現地
物	飼料用米(一般品種)※1	収量に応じ、 55,000円~85,000円	8月	確認
	加工用米	20,000円	8月	

^{※1:} 飼料用米の一般品種への支援について、令和7年度については標準単価7.0万円/10a。 今後、標準単価を段階的に引き下げ、令和8年度においては、標準単価6.5万円/10a(5.5~7.5万円/10a)となります。

産地交付金(香川県における各種加算・助成) ※産地交付金は、水田収益力強化ビジョンに基づいて交付されるため、 国との協議や交付対象作物の作付実績によっては交付単価や交付条件が変更する場合があります。 Ш

新規需要米生産助成

担い手の新規需要米(飼料用米、米粉用米、WCS用稲)の作付面積に応じて助成

【対象者】

販売目的で新規需要米を生産する集落営農・認定農業者・認定新規就農者

【対象面積】

新規需要米(飼料用米、米粉用米、WCS用稲)の作付面積

【単価】 11,000円/10a

【取組要件】

事前の取組計画や販売先との契約などが必要で、一定要件を満たす必要があります。

全国の需給見通しでは、令和7年産の全国生産量は679万~の見通し。

2 加工用米生産助成

加工用米の生産に対して、生産性向上の取組を行った場合にその作付面積に応じて助成

【対象者】

販売目的で加工用米を生産する販売農家・集落営農

(※次のうちのどれかの生産性向上の取組を行い、担い手(集落営農・認定農業者・認定新規就農者)以外は作業日誌又は伝票等の提出が必要)

- ア. 担い手の作付 イ. 生育診断に基づく追肥施用等の高度施肥管理
- ウ. 共同乾燥調製施設の利用 エ. 共同育苗施設の利用
- オ. 土づくり対策

【対象面積】

加工用米の作付面積(二毛作を含む)

【単価】 15.000円/10a

【取組要件】

新規需要米などと同様に事前の取組計画や販売先との契約などが必要で、一定要件を満たす必要があります。

3 麦担い手集積助成

担い手の麦類の作付面積に応じて助成

【対象者】

販売目的で麦類を生産する集落営農・認定農業者・認定新規就農者

【対象面積】

令和7年産の麦類 (二毛作を含む) の水田における作付面積

【単価】 基幹作3,000円/10a 二毛作 15,000円/10a

- ※以下の品質・生産向上に資する取組のうち、3つ以上の取組を実施する必要があります。
- ①排水対策 ②土壌改良資材(土づくり肥料)の施用
- ③適期播種 ④耕うん同時畦立て播種 ⑤踏圧(麦踏み) ⑥土入れ
- ⑦中期除草剤の散布 ⑧基肥・追肥体系の施肥(一発肥料は不可)
- ⑨小麦のタンパク質含有率向上のための後期追肥の施用(一発肥料は不可)
- ⑩赤かび病防除

4 大豆担い手集積助成

担い手の大豆作付面積に応じて助成

【対象者】

販売目的で大豆を生産する集落営農・認定農業者・認定新規就農者

【対象面積】

白・黒大豆(二毛作を含む)の水田における作付面積

【単価】 9.000円/10a

5 そば、なたねの助成

【助成対象者】

販売目的でそば、なたねを生産する販売農家・集落営農 【単価】 基幹作のみ20.000円/10a

6 みどりの食料システム戦略推進助成

【助成対象者】

堆肥を散布する畜産農家と利用供給協定を締結した飼料作物等の生産者 【対象面積】耕畜連携(資源循環)の取組面積(二毛作を含む) 【単価】 12.000円/10a

7 輸出用米に対する助成

【新市場開拓用米】

輸出用米の生産に対して助成

【対象者】 販売目的で輸出用米を生産する販売農家・集落営農

【対象面積】 輸出用米の作付面積

【単価】 基幹作のみ45.000円/10a

【取組要件】 新規需要米などと同様に事前の取組計画や販売先との契約など が必要で、一定要件を満たす必要があります。

《複数年契約の作付面積に応じて加算》

【単価】 10,000円/10a

※コメ新市場開拓等促進事業で採択された方が対象となります。

重要 加工用米・新規需要米の適正流通

加工用米及び飼料用米等の新規需要米は、定められた用途以外への使用、又は定められた用途以外に使用する目的での出荷・販売はできません。

こんな行為は違法です!

- ●加工用米及び新規需要米として生産した米を主食用米として販売
- ●主食用米から発生した「ふるい下米」を寄せ集めて飼料用米として出荷
- ●他者から購入した米や、主食用米として生産した米を飼料用米に水増しして出荷
- ●「区分管理」で取り組んだほ場から生産された「ふるい下米」を他の用途に販売

Ⅳ 産地交付金 (三木町における各種加算)

対 象 作 物	単価(予定)10a当たり	確認基準月	交付要件		
新規需要米生産地域加算(飼料用米·WCS用稲)	1,000円	8月			
ブロッコリー(基幹作、二毛作)	7,000円	5月·12月			
ナバナ(基幹作、二毛作)	7,000円	水田における作 7,000 円 12 月 ※ハウス栽培につ 交付対象となり。			
キュウリ(露地) (基幹作、二毛作)	7,000円	8月	文刊が家となりなど/ひ。		
レタス(基幹作、二毛作)	7,000円	5月·11月			
大豆(白大豆、黒大豆)	7,000円	9月·10月	下記の要件を満たすこと が必要です。		

※収入保険に加入の場合は、上記での共済引受があるとみなします。

【交付対象となる要件】

- ●水田を活用した作物に対して助成という趣旨に従い、畑地化した水田や施設園芸に対して交付対象水田の考え方が厳格化されてきていることを踏まえ、ハウス栽培の作物については交付対象にはなりません。
- ●ブロッコリー、ナバナ、キュウリ(露地)、レタスを販売目的で作付する場合は、営農計画書に出荷 時期を記載してください。

(今年度の交付対象となるのは、令和7年4月~令和8年3月の期間に出荷したものに限ります。)

- ●大豆の交付対象となる要件(①~⑦のうち、2つ以上に取り組むこと)
- ①集落営農組織の作付け
- ②中耕培土の2回以上の実施
- ③子実等水分測定による適期収穫の実施
- ④畝間灌水の実施
- ⑤雑草管理の実施
- ⑥排水対策の実施
- ⑦病害虫発生予察に基づく効率的防除の実施

【留意事項】

- ◆ 交付対象は、出荷·販売を目的とする作物で、出荷·販売伝票の写しなどの提出が必要です。
- ◆ 交付対象面積は、産地交付金メニューごとにa単位(1a未満は切り捨て)です。
- ◆ 産地交付金の交付単価は、作物別作付実績により、調整される場合があります。
- ◆ 麦·大豆·飼料作物·新規需要米(飼料用米、米粉用米、WCS用稲)・そば・なたね・加工用米・新市場開拓用米を作付けする場合は、需要者との出荷・販売契約等が必要です。
- ◆ 畑地及び水田機能がない農地(畦畔がない農地、用水施設のない農地、土地改良区の水田に 係る賦課金が支払われていない農地など)は、交付対象農地から除外されます。
- ◆ 交付対象者における認定農業者、認定新規就農者、集落営農の要件については、 交付申請期限(令和7年6月30日)までに資格を有することが必要です。

V 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

麦、大豆、そば、なたねの生産・販売を行う農業者に対して、「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分に相当する交付金を直接交付します。 支払いは数量払を基本とし、面積払を数量払の先払いとして交付します。

1 交付対象者

認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象

2 対象作物

麦、大豆(黒大豆は除く)、そば、なたね ※種子用は対象となりません

3 支払方法

支払いについては、<mark>数量払</mark>を基本とし、当年産の作付面積に応じて交付する<mark>面積払</mark>は数量払の 先払いとして交付します。

4 面積払

(1) 交付対象面積

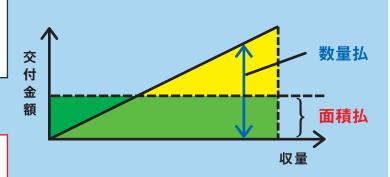
麦、大豆、そば、なたねの作付 面積。

当年産の作付面積に基づき、数 量払の先払いとして交付します。

(2) 交付単価

20,000円/10a (そばについては13,000円/10a)

数量払と面積払の関係



5 消費税負担分に対応した交付単価の設定(免税事業者の確認)

- ○畑作物の直接支払交付金の<u>現行交付単価の算定上、消費税負担分が含まれており</u>、課税事業者が消費税の還付を受けた場合には、交付金に含まれる消費税負担分と重複することになります。
- ○令和5年産から、消費税の課税事業者向け単価と免税事業者向け単価に分かれることから、 免税事業者向けの単価を申請する方は、収入・売上が1千万円以下であることを確認するために、 2年前(2期前)の確定申告書等の提出が必要となります。
 - ※上記資料を提出することができない場合には、課税事業者の単価を適用

《注意》

- ○面積払の交付金を受けた農業者は、数量払の交付対象数量を、面積払の交付対象面積で除した単収が、市町村等別の 基準単収の2分の1に満たない場合、低い単収となった理由書とその証拠書類の提出が必要となります。
- ○自然災害等の合理的な理由がない場合は、交付済みの面積払の交付金を返還していただきます。

6 品質に応じた数量払の交付単価

ゲタ対策の対象農産物については、地域間・農業者間の品質格差があるため、平均交付 単価を基準として、品質に応じた品質区分別単価を設定しています。

小麦 (円/60kg)

品質区分 (等級/ランク)			1等又は	1等相当		2等又は2等相当				
		Α	В	С	D	Α	В	С	D	
パン・中華麺用	課税事業者向け	7,860円	7,360円	7,210円	7,150円	6,700円	6,200円	6,050円	5,990円	
品種	免税事業者向け	8,270円	7,770円	7,620 円	7,560 円	7,110円	6,610円	6,460 円	6,400円	
パン・中華麺用	課税事業者向け	5,560円	5,060円	4,910円	4,850 円	4,400円	3,900円	3,750円	3,690円	
品種以外	免税事業者向け	5,970円	5,470円	5,320円	5,260 円	4,810円	4,310円	4,160円	4,100円	

- ・等級は被害粒の割合や粒揃いの違いで区分
- ·A~Dランクはたんぱく質の含有率等の違いで区分
- ・パン・中華麺用品種はそれ以外の品種よりも生産費が高いため、2,300円/60kg高い単価を設定

大麦・はだか麦

(円/単位数量)

品質区分			1等又は	1等相当		2等又は2等相当				
(等級/	ランク)	Α	В	С	D	Α	В	С	D	
二条大麦 (50kg当たり)	課税事業者向け	5,870円	5,450円	5,330 円	5,280円	5,010円	4,590 円	4,460 円	4,410円	
	免税事業者向け	6,220円	5,800円	5,680 円	5,630円	5,360円	4,940 円	4,810円	4,760円	
六条大麦	課税事業者向け	5,210円	4,790円	4,660 円	4,610円	4,180円	3,760円	3,640円	3,590円	
(50kg当たり)	免税事業者向け	5,510円	5,090円	4,960 円	4,910円	4,480円	4,060円	3,940 円	3,890円	
はだか麦 (60kg当たり)	課税事業者向け	9,220円	8,720円	8,570円	8,480円	7,650円	7,150円	7,000円	6,920円	
	免税事業者向け	9,750円	9,250円	9,100円	9,010円	8,180円	7,680 円	7,530円	7,450円	

- ・等級は被害粒の割合や粒揃いの違いで区分
- ·A~Dランクは白度やたんぱく質の含有率等の違いで区分

大豆(黒大豆は除く)

(円/60kg)

				(1 3/ 0 0 1 10)			
品質区分	}(等級)	1等又は1等相当	2等又は2等相当	3等又は3等相当			
普通大豆	課税事業者向け	10,360円	9,670円	8,990円			
	免税事業者向け	10,770円	9,400円				
特定加工用大豆	課税事業者向け	8,310円(合格又は合格相当)					
	免税事業者向け	8,72	相当)				

- ・等級は被害粒の割合や粒揃いの違いで区分
- ・特定加工用は、豆腐・油揚、しょうゆ、きなこ等製品の段階において、
- 大豆の原形をとどめない用途に使用する大豆

そば (円/45kg)

	品質区分 (等級)	1等又は1等相当	2等又は2等相当		
そば	課税事業者向け	17,180円	15,070円		
	免税事業者向け	18,010円	15,900円		

・等級は容積重の違いや被害粒の割合で区分

なたね (円/60kg)

	品質区分 (品種)	キザキノナタネ キラリボシ ナナシキブ きらきら銀河 ペノカのしずく	その他の品種
+>+ +o	課税事業者向け	7,720 円	6,980円
なたね	免税事業者向け	8,140円	7,400円

・エルシン酸を含まず油分含有率の高い品種と その他の品種で区分

営農計画書の記載例

令和7(2025)年度(産)水田活用等営農計画書(地域農業再生協議会提出用)

【提出にあたっての承諾事項・重要事項】

・地域農業再生協議会、JA、農業共済組合、中国四国農政局、(公財)香川県農地機構及び関係機関が、この記載内容・記入内容に含まれる個人情報について、経営所得安定対策、水田の利活用 農地の利用集積、水稲共済の事務、水稲の作付面積の確認及びJAによる農業経営支援に必要な範囲内で利用することに同意します。

・地域農業再生協議会、JA、農業共済組合、中国四国農政局及び関係機関が、水田台帳の整備に必要な範囲内で農業委員会から農地基本台帳の情報の提供を受けることに同意します。

地域農業再生協議会、JA、農業共済組合、中国四国農政局及び関係機関が、対象作物等の作付面積確認等のため、現地確認及び作付面積等を実測することに同意します。

・交付要件を満たしていない場合等は、地域農業再生協議会が営農計画書を訂正するとともに、交付全の交付後に要件を満たさなかったことが明らかになった場合には、交付全を返還することを承諾します。



(記入上の注意) 1.太線の枠内を記入してください。新たに農地を引き受ける場合は、農地を追加してください。 2.畑地には「畑」、助成対象水田には、「*」が記載されています。(助成対象水田は、過去の取組状況で判断しています。)

共済組合	名 香川県農業共済組合 高	松	支所 共済	地区	名	(9) 0	00			共済組合員コード	12	3456	7			
			区コード 集落コ	- 1		家番号		- 11		家 氏 名	T		- 1	電話番	号	
	県農業協同組合 99	9	099 099	9	9	999	カ	ガ	ワ	タ ロ ウ		1 ## ets tis		087-(800)		z 帝年
住 所	住 所 記載内容について確認することがありますので、電話 番号は必ずご記入ください。															
	(畦畔込み面積)	設法任意等の機		助	水稲	作付	面積	収量	4	作物名等又は水稲品種名					F度実績	
耕地		等へ組の織利へ	農地面積 (畦畔除く)	対	作付		1	量等			の水 場合り	予水 定稲	耕	水稲共済または	収入保険加入者	※ 上:水田区
番号	所在地	用の権委	(**************************************	象水	水稲作付最終年	水稲	水稲以外	等級	品種 コード	裏作が交付対象になる場合には、 ()で作物名を記入してください。	否 ※ 2 施	月植日付	耕畜連携	水稲面積	その他	分コード 中:作物
		託	а			a mi	a mi	共済	(共済)	麦は令和7年に収穫するものを記入してください。	2施			a mi	a mi	コート 下:植栽 等の年
	(1000)				Н					ヒノヒカリ	,	6.				Y
0101	テンシ゛ンマエ 123-1		95	0 *	24	950	950			(小 麦)	/	6 20		950		150
	(300)				Н					コンレナリ		-				1
0102	(000)		99	0 *	99	230	230			コシヒカリ (ブロッコリー 12月)	1	5/3		230		1
0102	*** * * * * * * * * * * * * * * * * * *		23	0 %	23	230	230	H		(1		230		
	(2000)				Н					みなちから(W)	/	6				1
0103	₹プシ゛プマI 123−3		190	0 *	22	1900						Э				
	(500)				Н					÷	,					1
0104	テンシ゛ンマ エ 123-4		48	0 *	П		480			家庭菜園		′			480	
	(1200)				П					水張り	c					1
0105	テンシ゛ンマI 123 - 5		115	n *			1150			ホ張り (6月1日∼7月15日)	6 ₁	/			1150	-
0100	(900)		110	0 -1-	Н		1100	Н				7			1130	Y
	*****									白大豆	1	/				_
0106	テンジンマエ 123−6		84	0 *	23		840							840		150
	(800)				Н					自己保全管理	/					
0107	テンシ゛ンマI 123 - 7		76	0 畑			760			日し休土自任		′				
	(1820)											6				1
0108	テンシ゛ンマI 123-8		178	n *	24	1780				ヒノヒカリ(飼)	/	6 20			1780	_
0100	(2100)		170	•	27	1700									1700	
0100	`/		000	o			0000			飼料作物(ソルガム)	/	/				
0109	テンジ ンマエ 123-9		200	U *	Н		2000			,						
	(1100)									小麦(〇〇町	/	/				
	テンジンマ エ 123−10		105	0			1050			○○様より借りた)	1	ľ				
						4000	$\frac{7460}{6410}$									
	百 訂					4860	04:10	_								

	水稲の種類	生産予定面積 a ㎡	
新	WCS用稲		
規	米 粉 用 米		
新規需要米	飼料用米		
*	新市場開拓用米		
加	工 用 米		
備	蓄 米		
合	計		

		耕地引受筆数	水田面積	水稲作付(引受)面積
合	農業			
計欄	業共済		a mi	a mi

畑作物の直接支払い交付金の営農継続支払いに係る生産予 定面積(認定農業者、要件を満たす集落営農、認定新規就農 者が対象)									
	対象作物	生産予定	面積	対象作物	生産予定面積				
	A'J ≶8K I F19/J	а	mi	A138(1F19)	а	mi			
	小麦			大豆					
麦	はだか麦			そば					

(記入上の注意)

※水田、畑、二毛作の区分に限らず、作付面積の合計 を記載して下さい。

※麦は、数量払いの対象とならない種子麦を除いた 面積とします。

※大豆は、数量払いの対象とならない種子用大豆、 黒大豆を除いた面積とします。

※そば、なたねは、数量払いの対象とならない種子用 を除いた面積とし、なたねについては、油糧用以外の ものを除いた面積とします。

※2 温水管理を開始する予定日を記入してください。協議会により、別に事前申請が必要な場合があります。「1か月以上の温水管理が行われている」かつ「連作障害による収量低下が発生していない」の全てに該当する場合は水稲作付を行ったとみなされます。

※3 「収穫後交付を希望する」の欄は、数量払の交付申請後に面積払の交付を希望する場合のみ「する」に〇を付けてください。なお、一部の品目のみ希望する場合は、右側の「品目欄」に収穫後交付を希望する場合は、右側の「品目欄」に収穫後交付を希望する対象畑作物名を記入してください。

記載例

- 氏名等の印字内容で訂正がある場合は、二重線で消して訂正をお願いします。
- 用紙の右上の「個人情報取扱・重要事項説明承諾欄」に(1枚目のみ)、○印を記入してください。※令和3年度より押印は不要となっています。
- 営農計画書の提出枚数が多い場合は、営農計画書に「別紙のとおり」と記載した上で、エクセル等の別表での提出も可能です。
- 記載内容について確認することがありますので、電話番号を記入してください。
- 水稲を作付けする場合は、品種名と植付予定月日を記入してください。
- 非主食用米を作付けする場合は、下記のように記入してください。

(例) 加工用米の場合: オオセト加飼料用米の場合: ヒノヒカリ飼米粉用米の場合: ヒノヒカリ粉WCS用稲の場合: みなちからW

飼料用米の

多収品種の場合 : ホシアオバ 多

- 大豆、ブロッコリー、キュウリ(露地)、ナバナ、レタスなど交付対象作物であっても、販売しないものは家庭菜園又は野菜と記入してください。ハウス栽培については、交付対象となりません。
- 4月から翌年3月の間に出荷した作物が交付対象となります。ブロッコリー、ナバナ、レタスなど交付対象作物は、作物名の下に出荷予定時期を必ず記入してください。
- 二毛作は、主食用米又は麦以外の戦略作物を表作とし、裏作には小麦、はだか麦、ブロッコリー、ナバナ、レタスなどを()書きで記入してください。

【例1】【例2】【例3】【例4】【例5】表作大豆飼料作物おいでまい ヒノヒカリ⑩コシヒカリ裏作(小麦)(はだか麦)(小麦)(ブロッコリー)

- ※麦を記載する場合は、令和6年秋まきの令和7年春収穫の麦について記載してください。
- 二毛作で裏作の作物を団体等に持ち込む場合、作付面積は記入せずに、所在地の横の欄に 「裏」と記入してください。(表作と裏作の両方を団体等に持ち込む場合は「表裏」と記 入してください。)
- 水張りを行い、湛水管理を行う場合は「水張り」と記入して、水張り実施の場合欄に水張り開始時期を必ず記入して下さい。水張りの現地確認を行う予定になります。
- 農業委員会等で手続きをし、農地を借りて新たに作付した場合は、手書きで記入してください。
- (1枚目) 地域協議会提出用、(2枚目) 生産方針作成者控え用(青色用紙)、 (3枚目) 農業共済控え用(緑色用紙)、(4枚目) 地域協議会事務局控え用(青色用紙)、 (5枚目) 農業者用(茶色用紙)です。

現地確認に関する留意事項

現地確認は提出された営農計画書に基づいて行われます。作物により確認時期が異なりますが(おおよその確認時期は1ページ及び4ページの確認基準月をご参照ください。)、現地確認時に作付けが確認できない場合、交付対象外となることもありますのでご注意ください。また、営農計画書の変更があった際には早急にご連絡ください。

経営所得安定対策等交付金申請手続きのご案内

- ◇必要に応じて、添付書類を提出していただくことがあります。
- ◇今年の交付金申請書の提出期限は、令和7年6月30日までとなっています。

①交付金申請書(様式第1号)

式第1号A	経営所得	安 <u>定対策等交</u>	付金交付申記	青書	令和 7	7 年産
林水産大臣 原経営所得安定対	设 対策等実施要綱(平成23 で、経営所得安定対策等:	4月10分けと経営第 交付金の交付を受けた	7/33号農林水産事いので、下記のとお	務次官依命通 り申請します。	継続	新規
	申請に関する誓約事項」		申請年月	4)		月 1日
フリガナ	ノウ!	Jン タロウ	- 人			_
氏名又は 法人・組織名	, 2 農村	木 太郎	3 图 图			月 2 日
フリガナ			☑個)			□法人
代表者氏名 (法人・組織のみ			法人番号		#2F	Ш
(〒 1	23 - 4567)		☑認定農	■ 記記 業者 □ 認 ラシ対象集落	定新規就農	<u></u> 養者 !定なし
住 香川	県 0000市		※ゲタ・ナラシ れているか、	ノン別る来た ・に申請される場 認定されることが	骨合は、いずれ	かに認定さ
	町 △△△1234	番地	電話 ※※	直絡のとれる電話番	・号を記入してくた	ざい(携帯可)
登録済の振込		□ 新規 □ 変勇	見あり 番号 0			5 6 7 8
	容 (本年産の交付金) シを申請する方は、裏面				付けてくだ	さい)
付金名	畑作物の直接支払交	付金(ゲタ)の申請	収入減少影	影響緩和交付	金(ナラシ)	の申請
年産の申請	9	しない	पुंड		しな	l)
「年産の は請状況	#			無		
	には、数量払と面積払の両方 ロ入している個人又は法人に		はできません。			
事業名	8		支払交付金の申			
年産の 申請	する ☑ 水田活用	合、申請する事業の 目の直接支払交付金 E地形成促進事業		拓等促進事	業	しない
 年産の 請状況			無			
年産の申請状況 環境と調和のと	れた農業生産の実施状況					
様式第1号の参え	が環境と調和のとれた農業 間の農業経営全体の	美生産の 実施 伏況に係る				いる。
724 11	取扱い(様式第1号別派					
経営所得	安定対策等交付金に	係る個人情報の取				
0			1	地域協議会等】	【地方農政	(局等】
		F	交付申請者管理コ 3 7 0 9 9 9 9		0 9 9	0 9 9 9

■ 必要な記入事項及び注意点

令和6年度に経営所得安定対策に加入されていた方は、氏名、住所等を印字していますのでご確認ください。

新たに加入される方は、必要事項を全て記入してください。同時に交付金振込口座届出書または通帳コピーを提出してください。(用紙は JA 東讃営農センター中央農業振興センターまたは、ふれあいセンター三木店まで。)

(表面)様式第1号A「経営所得安定対策等交付金交付申請書」の記載方法

- ①申請年月日
 - ・申請期間は、令和7年4月1日から6月30日までです。
- ②交付申請者欄(氏名、住所等)
- ・氏名、住所に変更のある場合は二重線で抹消の上、訂正してください(訂正印不要)。
- ③牛年月日
- ・生年月日を記入してください。
- ※法人・集落営農は、組織の代表者の生年月日です。
- 4 经営形態、認定状況
 - ・申請時点での状況で記載願います。
- ⑤登録済の振込口座
 - ・「新規」「変更あり」にチェックをした場合は、必ず、経営所得安定対策等交付金振込口座届出書(様式第3号) 又は通帳表紙裏ページ(口座名義(カタカナ表記のページ)及び口座番号記載)のコピーも提出してください。
- ⑥畑作物の直接支払交付金(ゲタ)の申請
- ・認定農業者、集落営農、認定新規就農者であって、販売目的で麦·白大豆·そば·なたね(油糧用)を作付け する方が交付対象者です。
- ・ゲタ対策については、畑地で作付けされた作物も含まれます。
- ・ゲタ対策に申請される方は、裏面の様式第1号Bの①~®も記載願います。
- ⑦収入減少影響緩和交付金 (ナラシ) の申請
 - ・認定農業者、集落営農、認定新規就農者であって、販売目的で主食用米・麦·白大豆を作付けする方が交付対象者です。
 - ※収入保険に加入している場合は、ナラシ対策に加入できません。
- ・ナラシ対策については、畑地で作付けされた作物も含まれます。
- ・ナラシ対策に申請される方は、裏面の様式第1号Bの①~®、⑨~⑳も記載願います。
- ⑧水田活用の直接支払交付金の申請
 - ・戦略作物助成及び産地交付金の対象作物を販売目的で作付けする方が交付対象者です。
- ・戦略作物助成の対象作物は、「麦、大豆 (白·黒)、飼料作物、加工用米、飼料用米、米粉用米。WCS 用稲」です。
- ・産地交付金の対象作物は、「県・地域水田収益力強化ビジョン」に設定されていますので、詳細はお問い合わせください。
- ※コメ新市場開拓等促進事業、畑作物産地形成促進事業、畑地化促進事業の申請は、® 水田活用の直接支払 交付金の申請に含まれます。
- ・ただし、上記各事業は事前に地域農業再生協議会へ要望申請を行い、国からの承認が下りた方のみ申請が出来ます。

詳細はお問い合わせください。

- ⑨環境と調和のとれた農業生産の実施状況
- ・別記様式第1号の参考「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」をご確認いただき、チェックをしてください。
- ⑩「個人情報の取扱い」に記載された内容について
 - ・様式第1号別添1の内容を確認して同意する場合は、必ず「同意する」にチェックをしてください。

【別表】水田活用の直接支払交付金の対象作物 (8関係)

〔水田で作付〕

麦(種子含む)、大豆(黒大豆含む)、飼料作物、米粉用米、飼料用米、WCS用稲、加工用米、そば、なたね、新市場開拓用米

〔ハウス栽培は除く〕

ブロッコリー、キュウリ(露地)、レタス、ナバナ

交付申請書の裏面

様式第1号B

(裏面)

令和 7 年産

年 月 日

「ゲタ対策」「ナラシ対策」を申請される方は記入してください。

ļ		通信欄
	⑤ ゲタ・ナラシ申請者各種確認事項(ゲタ・ナラシ申)	請者が記載)
j	農地の有効利用の実施状況 ※確認して 🗸 🔻 🗘 🗘	現在、耕作しておらず、かつる」き続き耕作しない農地がない。
r ²	営農開始・法人等設立からの期間 ※いずれかに・	☑ 2年以上
	【個人又は大人が記載】※該当に	【集落営農が記載】※該当に
	収入保険の加入状況 かかみしている がかみしていない	収入保険に加入している構成員の有無 (「有」の場合、当該構成員の人数
Ī	前年の税務申告の状況 白色申告 🗹 青色申告	前年の税務申告の状況 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日
	※営農開始・法人設立から <mark>の場間及び</mark> 前年の税務申告の状況は、ゲタ対策 等来的な在り方を検討するための重要な情報です。	における交付単価の決定人とプラシ対策をはじめとする経営所得安定対策等の

◆畑作物の直接支払交付金(ゲタ)

⑥ ゲタの申請作物 ※該当に

本年産のゲタについて、申請作物を以下のとおり申 し出ます。なお、生産予定面積は様式第2号(営農計 画書)に記載した該当作物の合計です。

※以下はゲタの対象となりませんのでご注意ください。 種子用の麦・大豆・そば、麦芽原料用麦(ビール用麦等) 黒大豆、食用植物油脂用以外のなたね

11.45 Jm /L-4L			作付けの	作付け「あ	り」の場合
対象畑作物		有無	面積払 の申請	収穫後交付 の希望	
	小 春まき		□ あり	□しない	□ する
	麦	秋まき	₫ あり	□しない	₫ する
麦	麦 二条大麦 六条大麦		₫ あり	□しない	₫ する
			六条大麦		□あり
	は	はだか麦	₫ あり	□しない	₫ する
	ナ	豆	₫ あり	□しない	₫ する
そば			□ あり	□しない	□ する
なたね			□あり	□しない	□する
てん菜			□ あり	□しない	□する
でん粉原料用 ばれいしょ			□あり	□しない	□する

※「収穫後交付の希望」欄は、数量払の交付申請後(収穫量確定後)に面積払を希望する場合、該当作物の「する」によしてください。(面積払の申請をしない場合はこの欄はよできません。

⑦ ゲタ対策数量払の単価選択 ※いずれかに

本年6月末時点の状況を基に、以下の単価で电話します。

	兄兄母来有 向け単価	V	
※免税	事業者向け単価を	- 申請す	る方は、2年前(2期前)の確定時

※免税事業者向け単価を申請する方は、2年前(2期前)の確定申 告書等の提出が必要です。

◆収入減少影響緩和交付金(ナラシ)

⑧ ナラシの積立て申出

本年産のナラシについて、本年8月末までに積立金 の積立てを行う旨及び対象農産物ごとの生産予定面 積を以下のとおり申し出ます。

対象農産物	地域等区分	生産予定面積
主食用米		40,800 m²
小麦		_{15,300} ㎡
二条大麦	(10)	_{10,000} m²
はだか麦		_{12,300} m²
白大豆		_{20,500} m²
		m [*]
		m [*]
		m [*]
公対象農産物ごと 4	사람(本) (사람)	・牧场別) ゴレの生産予定

※対象農産物ごと、地域等区分(地域別・銘柄別)ごとの生産予定 面積を記載してください。 ※収入保険に加入している構成員のいる集落営農は、当該構成

※収入保険に加入している構成員のいる集落営農は、当該構成員の分を除いた生産予定面積を記載してください。

⑨ ナラシ積立金の積立コースの意向選択 ※いずれかに✔

以下の減収に対応した積立金を納付予定です。

			10%			Ï	V		20%									
20 [地域協計				加議	会等	1		[]	地方	農政	局等]						
交	様式第1号AとBを両面印刷で利用する場合は記載不要 交付申請者管理コード							_										
3	7	0	9	9	9	9	9	0	9	9	0	9	9	0	9	9	9	

(裏面)様式第1号B「ゲタ・ナラシ対策申請者」等の記載方法

認定農業者・認定新規就農者・集落営農の方で、ゲタ対策やナラシ対策に申請される方

〈ゲタ・ナラシ対象者が記載〉

⑪農地の有効利用の実施状況

- ・農業委員会から農地法第36条第1項の規定による勧告に係る農地がないことが該当していればチェックしてください。
- ・勧告に係る農地とは、農業委員会が当該農地の所有者等に対し、農地中間管理権に関し農地中間管理機構と協議すべきことを勧告することです。
- ⑫営農開始・法人等設立からの期間
- ・個人の方は営農開始から、法人の方は設立からの期間が2年以上か2年未満のいずれかに必ずチェックをしてください。

⑬収入保険の加入状況

・個人・法人の方は、申請時点での収入保険の加入状況の該当する方にチェックをしてください。

(4)前年の税務申告の状況

・個人・法人の方は、青色申告もしくは、白色申告の該当する方にチェックをしてください。

15収入保険に加入している構成員の有無

・集落営農の方で、構成員が収入保険に加入している場合は、「有」にチェックして該当構成員の人数を記載願います。

⑯前年の税務申告の状況(組織としての状況を記載)

・集落営農の各構成員が申告している場合は、「各構成員が申告」又は集落営農組織として、「青色申告」もしくは、 「白色申告 | にチェックをしてください。

〈ゲタ対象者が記載〉

⑪ゲタの申請作物

- ・ゲタの対象畑作物の「作付けの有無」で、「あり」の場合はチェックをしてください。その段階で「面積払」 の交付申請を行ったものとみなされます。
- ・「面積払」を辞退する場合は、「面積払の申請」の「しない」にチェックをしてください。 また、面積払の交付を数量払の交付申請後に希望する場合は、「収穫後交付の希望」の「する」にチェックをしてください。

18ゲタ対策数量払の単価選択

- ・本年6月末時点の状況を基に、「免税事業者向け単価」、「課税事業者向け単価」のいずれかにチェックしてください。
- ・免税事業者向け単価を申請する方は、2年前(2期前)【令和5年分】の確定申告書等を提出してください。 (ナラシ対象者が記載)

19ナラシの積立て申出

・対象農産物ごとに令和7年産の生産予定面積を記載願います。 麦については、令和7年5~6月収穫予定のものが該当します。

・収入保険に加入している構成員のいる集落営農組合については、当該構成員の面積を除いた生産予定面積を記載願います。

20ナラシ積立金の積立コースの意向選択

・10%、20%のいずれかにチェックをしてください。積立する際にコースを変更することができます。 (10%と20%コースは、収入が減少した場合の補償範囲が異なります。10%コースの場合は、収入が15%下落しても、10%までの補償となります。) 〈参考〉 令和6年産の拠出額

【10%コースの場合】 米: 2,464円/10a 小麦: 568円/10a 二条大麦: 310円/10a はだか麦: 283円/10a 白大豆: 320円/10a 【20%コースの場合】 米: 4,928円/10a 小麦: 1,137円/10a 二条大麦: 612円/10a はだか麦: 566円/10a 白大豆: 641円/10a

添付書類のお願い(交付金を申請する方)

◆農作業受委託契約書の提出について

農地法、利用権設定をしていない農地の貸し借りをされている方は、貸し借りしている農地の作業受委託契約書を営農計画書と一緒に JA東讃営農センター中央農業振興センターまたは、ふれあいセンター三木店まで提出してください。 なお、農作業受委託契約期間は原則一年以内です。

◆産地交付金の交付対象作物を作付し、販売する方

産地交付金の交付対象作物を作付し、販売される方は出荷・販売後に対象作物に係る販売伝票の写しをJA東讃営農センター中央農業振興センターまたは、ふれあいセンター三木店まで提出してください。(JAに出荷した場合は、販売伝票等の写しの提出は必要ありません。)

◆戦略作物を作付し、販売する方

戦略作物(麦·大豆·新規需要米·飼料作物等)を作付される方は、播種前契約書等の提出が必要です。また、出荷後には販売伝票等の 写しの提出も必要になります。(飼料作物の場合は、自家利用計画書と給餌月報又は利用供給協定書)

なお、JAに出荷した場合には、その限りではありません。

※必要な添付書類の提出がない場合は、交付金を受け取ることができません。

交付金に関するスケジュール(予定) 令和7年(2025年) 令和8年(2026年) 4月 7月 2月 6月 5月 6月 8月 10月 11月 12月 1月 3月 4月 5月 9月 対象作物の作付確認、数量払の数量確認 営農 請手続交付金の ゲタ対策の数量払の交付 計画書等 の申請 水田活用交付金の交付 ·交付金交付 申請書の申請)状況 ・ナラシ対策の積立て申出

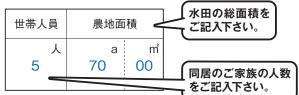
令和7年産米穀の売渡委託契約書(出荷契約書)〔1・

No.

裏面記載事項(個人情報については約定事項の10)に同意のうえ、下記のとおり申し込みます。

生産者コード	住 所	氏 名
01234567 (2010010010001)	香川県 香川市 香川町 1-1-1 TEL	香川 太郎

	産地名
県 名	香川県
市・町名	



	<u> </u>				i i	でで記入下さい。	J
					主食う	るち米等	
種類	品種名/コー	ド	作付面	積	収穫見込数量	農家消費等	売渡委託数量
	コシヒカリ	60	20 ^a	00 ^{m²}	34 個	10 個	24 個
	はえぬき	20	10	00	17		17
	オオセト	40	1				
うっ	ヒノヒカリ	50	9	50	16	6	10
るち米	おいでまい	01					
A							
	小計		39	50	67	16	51
もち米	クレナイモチ	93	10	00	17	2	15
光	小計		10	00	17	2	15
	合 計		49	۸ ⁵⁰	∧ 84	1 8 1 8	√ 66
t	ま度米穀出荷実績 《よ 世帯 農地面積	品種別(品種別に作面積をご記下さい。また、最下に合計をご記下さい。	段。	見込数量をご 記入下さい。 また、最下段 ^{™込数} こ合計をご記入 → a	消費数量をご 荷 記入下さい。 一を記 また、最下段 まれ	量目:30kg 種別に JA へ出 レて頂ける数量 ご記入下さい。 た、最下段に合 をご記入下さ

1法人構成員の場合にあっては売渡委託契約明細書]

当年産の出荷名義が左記と異なる場合

変 更

当年産の出荷名義を変更される場合は、新名義での「出荷契 約書」の再作成、決済口座の変更手続き等が必要となりますの で、新名義のご通帳及び登録印鑑をご用意のうえ、担当支店ま でお申し出下さい。

香川県農業協同組合 管轄地区

支 店 落

検印	入力者	担当者

(FI)

(印)

記入上の留意事項

<収穫見込数量>および<売渡委託数量>

- ●数量は30kg個数で記入して下さい。
- ●収穫見込数量は、実際の収量が基準単収より大きい場合は実態に即した数量を記入して下さい。
- ●売渡委託数量は、収穫見込数量から農家消費等の数量を差し引いた数量を記入して下さい。
- ●売渡委託数量は、農家消費等の数量を差し引いた数量全量を記入して下さい。

新 香川 太郎 (内下「田」という。)と香川県農業校局組会(内下「フ」という。)	
私 宣川 《氏 (以下「甲」という。)と香川県農業協同組合(以下「乙」という。) とは、甲の生産・出荷する令和7年産米穀に関し、次のとおり契約(以下、「出荷契約」という。)を締結する。なお、第8条に定める約定事 項(以下「本約定事項」という。)は、当然に本出荷契約の一部として解釈される。	
(売渡委託) 第1条 甲は乙に対し、水田活用米穀(政府備蓄米・飼料用米・米粉用米・加工用米)を除く米穀についての売渡しの委託または売渡し(以下「売渡委託等」という。)を行い、収穫後乙に出荷(本契約にもとづき、乙または乙の指定する場所に引き渡すことをいう。また、本契約にもとづき出荷される米穀を以下「主食うるち米等」という。)する。 2 甲は米穀の販売について、乙に対して無条件委託し、乙は責任をもって受託する。	
(売渡委託等を行う数量) 第2条 甲が乙に売渡委託等を行う主食うるち米等の数量(以下「出荷契約数量」という。)は、本契約書左表に記載した出荷契約数量とする。 2 甲が、豊作等により出荷契約数量を上回って乙に出荷した場合、乙が認めた数量に限り、甲は乙に売渡委託等を行うことができる。	
(契約不履行) 第3条 次の各号に該当する場合は、契約不履行とし、甲は、乙による不足分または代替品の出荷請求および第5条にもとづく損害賠償請求に応じるものとする。	
(1) 甲の乙に対する出荷数量が出荷契約数量を下回った場合。(2) 主食うるち米等(備蓄米を除く)について、乙に対する売渡委託等後5年以内に、生産者または甲に起因する種類、品質が契約内容に適合しないこと(種類違い、異臭、石・金属片・虫等異物の混入、カビ等の被害を受けた米穀の混入等)が発見された場合。	
(契約不履行における違約措置) 第4条 第3条の契約不履行に該当する場合、甲は、本約定事項5に従い乙に違約金を支払うものとする。また、乙が甲の契約不履行により 被った損害額が本約定事項7に定める違約金の額を超過した場合、甲は乙の請求にもとづき、その差額または合理的な損害額について また色さまのトナス	
責を負うものとする。 2 本約定事項5に定める違約金が発生しない場合であっても、甲の契約不履行により乙に損害が生じた場合は、甲は損害額について責 を負うものとする。 (再委託)	
第5条 甲は、本契約に定める事項に関し、乙が全国農業協同組合連合会(以下「全農」という。)に再委託または売渡しを行うことについては一任する。	
2 乙と全農との間で再委託契約が締結された場合は、乙の破産等によっても、全農との再委託契約の効力は解消せず、甲は従前の再委託 契約にしたがい、甲の米穀が全農に売渡委託等されることを承諾するものとする。 (法令遵守)	
第6条 甲は、乙に売渡委託等を行う主食うるち米等については、関係法令(食糧法、米トレーサビリティー法、食品表示法、景品表示法、不正 競争防止法、農産物検査法、食品衛生法、独占禁止法、刑法、農薬取締法、種苗法など。)および県・市町の関係条例の定めを遵守し たものであることを保証するものとする。	
2 甲が乙に売渡委託等を行った主食うるち米等について、農薬収締法など関係法令に抵触すること或いはそのおそれがあることが判明した場合には、乙は甲からの当該米穀の売渡委託等を拒否できるものとする。 (米穀周年供給・需要拡大支援事業)	
第7条 甲は、「米穀周年供給・需要拡大支援事業」に対する参加および拠出について、別記約定事項7のとおりとする。 (約定事項) 第8条 甲及び乙は、仮渡金などの細目に関して付録のとおり約定する。	
(政策変更) 第9条 国の農業政策等に重要な変更が行われ、本出荷契約の履行に支障をきたすことが懸念される場合、本出荷契約の取扱いは乙に一任するものとし、乙は取扱いを決定後、速やかに甲に通知する。	
(農業経営の継続困難時の対応) 第10条 甲の農業経営の継続が困難となり、本契約 日付けをご記入下さい。 するものとする。	
(契約の補充) 第11条 本出荷契約の状況または本出荷契約の定め 本契約締結の証として、本書正1通、写1通を作成し、正はZ 、写は甲が保有する。 ※日付は5月末日まで 。	
令和 7 年 月 日 押印して下さい。	
甲(住所) 香川県香川市香川町1-1-1	

(氏名) 香川 太郎

(名称)

乙(住所) 香川県高松市寿町一丁目3番6号

香川県農業協同組合 (代表者) 代表理事理事長 村川 進

| 戻に取り組んでみませんか!

※集落営農とは、集落の複数の農家が集まって、機械・施設の共同利用や作業の共同化などにより、農業経営 の効率化を図り、農業の継続や集落の農地を守る取組みです。

あなたの集落は困っていませんか?

三木町の状況(2020年農林業センサス)

● 集落内の農家が減少 ……………… 10年間で農家戸数が24%も減少している。

● いつまで農業を続けられるか不安 …… 基幹的農業従事者の平均年齢が70.5才と高齢化が 進んでいる。

● 農業経営の継続が困難 …………… 資材高騰や高額な機械費の負担などにより稲作経営

● 集落内の作付農地が減少 …………… 10年間で経営耕地面積が13%も減少している。

が厳しくなっている。

集落で話し合い、集落営農を検討してみましょう!



集落の将来につい て話し合う。



アンケート で現状を 把握する。



5年後、10年 後を見据えた 集落のビジョン を作成する。

話し合いの進め方



組織体制や機 械の共同利用 など組織づくり を話し合う。



組織を設立し、 集落ビジョンの 実現に向けて 実践する。

ご相談ください!



集落営農に関する説明、集落で の話し合い活動、組織設立の相談、 設立後の運営支援などを行ってい ます。お気軽にご相談ください。

香川県東讃農業改良普及センター ☎0879-42-0190

2087-891-3308 三木町農林課

JA香川県東讃営農センター ☎087-847-3839

町内の「農業支援グループ」のご紹介!

三木町内で活動している「農業支援グループ | です。

委託料金や作業内容等は、各組織に電話で ご確認ください。

<記載内容>

- 所 活動の拠点、事務所の所在地
- ☎ 問合先
- IJア 作業を請け負うことができる地域
- 作 委託できる農作業
- ★ PRコメント

(令和7年3月現在)

あい里三木農業支援グループ

- 所 三木町大字鹿庭
- **2** 090-4788-2658
- リア 三木町
- 作 水稲作業、草刈、 耕起、ドローン防除
- 地域の農業のために 地域の未来と活力を



三木町の「田園風景」を願う農業経験豊かな人材 が集まっています。農作業は、あい里三木におまか せくだい。



「農業支援グループ」で 地域の農作業を支援してみませんか!

「農業支援グループ」とは、農作業や農地の維持管理の作業の一部を受託・共同作業等を行う組織です。農業者や水稲面積が急激に減少し、地域農業の維持が困難になりつつある今だからこそ、仲間とできることを考えてみませんか。

構成員は?

◎地域農業の維持に関心のある仲間を 集めましょう。

例:認定農業者、農業機械銀行のオペレーター、新規就農者、兼業農家*、非農家(サラリーマン)*、地域の同級生・先輩・後輩、同じ品目を栽培する仲間など

※副業の可否については勤務先にご確認ください

2 活動内容は?

- ◎地域の状況やグループの規模に応じて水 稲の作業(耕起、田植え、稲刈り、畦畔管 理、カントリー搬入等)や草刈りなどの農 地の維持管理活動などから行いましょう。
- ○地域のニーズに合わせて園芸・飼料作物の作業など自由な発想で活動しましょう。

3 設立の流れは?

仲間を集める

メンバーが集まれ ば普及センターに ご相談ください。



グループでの話合いと合意

(検討事項)

- ・受託する作業や料金設定
- ・経費の負担、利益の配分方法
- 代表者及び必要事項を定めた 規約の作成(必須)



組織の設立、活動開始、 地域へのPR

- ・組織設立や活動に県の補助 事業が活用できます!
- ・詳しくはお問合せください!

4 ご相談ください!



農業支援グループの設立 や要件等、どんなことでも お気軽にご相談ください。

香川県農業経営課 担い手支援グループ ☎087-832-3406 香川県東讃農業改良普及センター ☎0879-42-0190

「農業支援グループ」が皆様の農作業をサポートします!

しらやま農業支援組合

所 三木町下高岡

2 090-9555-2030

ゴア 三木町

作 水稲作業、 保全管理 (草刈)

★ たばこ栽培を 共同で行って いる若手3人



です。水稲などの作業受託で農業・農地の維持に 貢献します。

田中南部営農組合

所 三木町大字田中

2 090-1573-2123

リカ 三木町

作 水稲作業、 畦畔草刈、 畔塗、耕起、 ドローン防除等

★ 農作業者の 高齢化に伴

田中南部党農社会

い耕作放棄地を少なくし、田中地区の農業を維持する目的に地域農業者で設立しました。

「ジャンボタニシ(スクミリンゴガイ)

被害防止

防除対策の秘訣

★様々な防除対策を組み合わせて、 被害の軽減を図りましょう!

入れない・ 広げない

- •水口からの侵入防止(目合い9mm程度のネットや金網設置)
- •水路の貝防除(水路の泥上げ、貝の捕殺や卵の払落し)

食べさせない

- 水稲田植え後2~3週間の浅水管理(水深4cm程度)
- 水田での農薬防除(農薬の効果の特性を踏まえて散布)

越冬させない

•土壌中の越冬貝の防除 (冬期の耕うん、秋期の石灰窒素施用)

※6月中下旬移植の場合 ジャンボタニシ 用水路 耕 種 的 防 防 除 除 лk 対 田 箫 薬 剤 防 除

作業





- ① 気温15~35℃で活発に活動し、14℃以下では休眠する。
- ② 寿命は3~5年で、大きいものは殻高7cm以上になる。
- ③ 貝は土の表面から5㎝以内の浅い部分に潜って越冬する。
- ④ 寒さに弱いが、暖冬の年は越冬しやすく、発生が多くなる。



- ① 深水となった部分で被害が発生しやすい。
- ② 被害部分は欠株となり、減収を招く。
- ③ 田植後、約3週間までの柔らかく小さな苗を食害する。

※ 田植え間もなく、水面に切れ葉が多いと、 これがジャンボタニシの食害です。必要に応 じて、農薬散布や浅水管理等の検討を!!



秋冬編:水稲収穫後の対策(水田内の越冬個体を減らす)

- ①石灰窒素散布(発生量が多い場合に実施)
 - ・水温が15℃以上の時期(9月中旬~10月下旬)。

 - ・稲刈り後、入水し3~4cmの湛水を保つ。 ・貝が十分な活動状態になってから石灰窒素を散布する。
 - ・処理後3~4日間湛水を保つ
- (魚毒性が高いため落水しない)。 ※隣接圃場や用水路等への漏水に十分注意してください。
- ※石灰窒素散布後に麦などを栽培する場合は減肥が必要です。
- ②冬期の耕うん
 - ・耕うのにより貝を砕く。多くの貝は地面から深さ5㎝以 ・村うんにより貝を砕く。多くの貝は地面から深さ5㎝以 ・内で越冬することから、耕うんの深さは浅くても良い。 (トラクターの走行速度を遅く、ロータリーの回転は速く!)。 ・冬場の寒風に貝をさらすことにより貝が死滅

 - する。



石灰窒素散布後の麦栽培では! (基肥減肥の必要性)

石灰窒素を10aあたり20kg 使用すると、窒素成分で4kg程 度となります。 このため、石灰窒素散布後の

麦生産では基肥の減肥が必要 となります。

※10aあたり石灰窒素20kgの 場合 →窒素成分で2kg/10a程度

減肥してください。 また、麦播きまで 7~10日間は 空けてください。



春夏編①:田植前の対策(用水路からの侵入防止)

- ①水路での殺卵
 - ・用水路の護岸に産み付けた卵塊は早いうち (鮮やかなピンク色の時)に水中に削り落とす (水中に落とすと孵化しない)。
- ②用水路の溝さらい
- ※人体に有害な寄生虫がいる場合があるため、必ずゴム手 袋や三角ぐわなどを使用し、素手で取り扱わないでくだ さい。



」防除対策のしおり



8月 10月 水稲収穫後 代かき 田植え 入水 稲刈り 水温17℃~水稲を食害 水温14~15℃ ※食害期間は田植後2~3 土中で越冬 雑草等を摂食 活動開始 週間、イネ7葉期まで 用水路の落水・溝さらい 貝や卵塊の除去 用水路の落水・溝さらい 代かきは均平に 均平であれば、浅水管理が容易にできます(コレ、重要) 田植え後2~3週 厳寒期の 水深が浅い(理想は1cm)と、ジャンボタニシの活動が抑制 間は浅水管理 耕起 水口網(9mm目合)設置 網の目が細かすぎると、ゴミが詰まりやすくなります 薬剤 必要に応じて 水稲収穫後の <mark>〈薬剤の効果期間</mark>〉メーカー資料より 散布 追加の薬剤散布 石灰窒素散布 スクミノン: 7~10日程度 パダン粒剤4:7日程度 薬剤の効果期間が切れる頃 安定した効果を得るためには、薬剤を捕食する必要があります 薬液の流出に注意しましょう 効果の期間は目安であり には圃場を確認し、追加散布の要否を検討しましょう。 安定した対象を持るにあれては、条列で捕食するからなり。 早い時期の田植えでは、貝がまだ活動していないかもしれません。 必ず貝が活動していることを確認してから散布しましょう!! ※石灰窒素処理後、麦生産の 場合は基肥減肥が必要です。 圃場の状況等によって異なります。

春夏編②:水稲栽培期間の対策 (水稲の食害防止)

- ①代かき
 - ・代かきは、可能な限り均平に行い、深水部分を減らすことにより食害軽減を図る。
- ②田植え時の薬剤防除(水温が上昇し貝の活動を確認してからの防除が重要!)
 - ・貝は水温17℃以上で摂食活動を開始するので、貝の発生状況を確認し薬剤を全面散布する。
- ※特に早期栽培は田植直後水温が低いので、貝の活動を確認してから、防除を行って下さい。
- ※食害防止剤 (パダン粒剤4) を先に使用すると貝の摂食行動が鈍るため、スクミノンなどを 先に使用してください (7~10日ほど期間を空けた後、パダン粒剤4を使用してください)。
- ③水口網の設置
 - ・水路から貝の侵入を防止するため、取水口や排水口に9mm目合程度のネットや 金網を設置する。
- ※網目が大きいと貝がすり抜け、小さいゴミがつまりやすいので、目合に注意してください。
- ④田植え後の浅水管理
 - ・水深が浅いと貝の活動が抑えられるため、田植後約2~3週間は4cm 程度(理想は1cm程度)以下とする。
- ※水田内を均平に保つため代かきは丁寧に!
 - 浅水管理が難しい場合は薬剤処理との組み合わせで被害防止を!
 - ※ 田植え前後の対策が最も重要です。 是非、対策をうまく組み合わせて防除してください!!





CHECKI

参考:捕殺•薬剤防除

- ①トラップなどによる捕殺
- ※詳しくは「スクミリンゴガイ防除対策マニュアル(移植水稲) 農林水産省消費・安全局植物防疫課令和6年」を確認してください。
- ②薬剤散布 主な防除薬剤は次のとおりです。





試作したトラップと誘因の状況

農薬名	使用量(10a当たり)	使用時期	使用回数	注意事項			
スクミノン (殺貝効果)	1~4kg	移植直後~	2回以内 (スクミノンとジャンボたにしくんは、	●湛水状態(3~5cm)で均一に散布し、散布後7日間は湛水状態にして、落水やかけ流しをしない。			
ジャンボたにしくん (殺貝効果)	1~2kg	収穫60日前まで	合わせて2回以内の使用とする)	※水田以外には絶対使用しない			
パダン粒剤4 (食害防止)	4kg	移植直後〜 収穫30日前まで	6回以内	●食書防止効果のみで、殺貝効果はない。 ●食書防止効のため、食膏による殺貝剤(スクミノン、ジャンボたにしくん等)と同時に使用すると、効果が発揮されないので注意する。 ●併用する場合には、 食樹による殺貝剤(スクミノン等)の効果が切れてから使用する。 ●本田でコプノメイガ、イネットムシ等の防除を行う場合、使用回数に留意すること。			
石灰窒素50 石灰窒素55 粒状石灰窒素40 粒状石灰窒素55 (殺貝効果)	20~30kg	刈取後 (水温15℃以上の時期: 9月中旬~10月下旬)	水稲刈取後 1 回	 ●隣接圃場に薬液が流出すると、作物に薬害が生じることがある。 漏水や台風・大雨等で水路に薬液が流出するおそれのある場合には使用しない。 ●死亡した貝の腐敗臭が漂うことがあるので、住宅地の周辺では使用に注意する。 ●散布した圃場に次の作物を植えるときは、基肥量を調節して施用する。 			

※薬剤使用では湛水状態(3~5cm)で均一に散布し、散布後7日間は湛水状態にして、落水やかけ流しをしないでください。
※記載している薬剤の使用基準は、令和6年10月現在のものです。使用する場合は、薬剤のラベルを確認してください。

(監修:香川県 令和6年10月作成)

主なお問い合わせ先

●中国四国農政局香川県拠点 (所在地)高松市サンポート3-33 サンポート合同庁舎南館5階

電話 087-883-6503

●香川県東讃農業改良普及センター (所在地)さぬき市津田町津田930-2

電話 0879-42-0190

●三木町農林課 (所在地)木田郡三木町大字氷上310

電話 087-891-3308

●香川県農協東讃営農センター (所在地)高松市下田井町367-1

電話 087-847-3839

●香川県農業共済組合高松支所 (所在地)高松市三名町東原5-6

電話 087-888-1146

●(公財)香川県農地機構 (所在地)高松市仏生山町甲263番地1

電話 087-816-3955